

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部改正の概要

1 経緯

介護療養型医療施設が令和5年度末で廃止となったことに伴い、関係する告示の題名が以下のとおり改正されたため、本件告示の題名を引用している規則の一部改正を行う必要がある。

<改正前>

「指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品」（平成12年厚生省告示第125号）

<改正後>

「指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品」（平成12年厚生省告示第125号）

2 改正する規則

- (1) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年神奈川県規則第28号）第4条
- (2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年神奈川県規則第30号）第8条第2項
- (3) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年神奈川県規則第31号）第8条第2項
- (4) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年神奈川県規則第37号）第4条第2項

3 施行日

公布日から施行する。